



平成 2 9 年度

公 募 要 領

ナショナルバイオリソースプロジェクト

平成 2 8 年 1 2 月

バイオバンク事業部 基盤研究課
国立研究開発法人 日本医療研究開発機構

目次

I. はじめに	1
1. 事業の概要	1
(1) 事業の目的とプログラム構成	1
(2) 事業の方向性	1
2. 事業の構成	3
(1) 事業実施体制	3
(2) 代表機関と分担機関の役割	3
II. 応募に関する諸条件等	4
1. 応募資格者	4
2. 応募に当たっての留意事項	5
(1) 補助金交付について	5
(2) 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) について	5
III. 公募・選考の実施方法	6
1. 公募課題の概要	6
2. 課題提案書等の作成及び提出	6
(1) 課題提案書類様式の入手方法	6
(2) 課題提案書類受付期間	7
(3) 課題提案書類の提出	7
(4) スケジュール等	9
3. 提案書類の審査の実施方法	10
(1) 審査方法	10
(2) 審査項目と観点	12
IV. 提案書類の作成と注意	14
1. 提案書類等に含まれる情報の取扱い	14
(1) 情報の利用目的	14
(2) 必要な情報公開・情報提供等	14
2. 提案書類の様式及び作成上の注意	14
(1) 提案書類の様式	14
(2) 課題提案書類の作成	15
(3) 提案書類作成上の注意	15
(4) 提案書以外に必要な書類について	16
V. 補助金交付の決定等	17
1. 補助金交付の決定	17
(1) 補助金交付の条件等	17
(2) 補助金交付の準備について	17
(3) 補助金に関する事務処理	17
(4) 補助対象経費の額の確定等について	17
2. 補助金の範囲及び支払い等	18

(1)	補助金の範囲	18
(2)	補助対象経費の計上	18
(3)	補助対象経費の支払い	19
3.	補助対象経費の繰越について	19
4.	本事業を実施する実施機関の責務等について	19
(1)	法令の遵守	19
(2)	研究倫理教育プログラムの履修・修了	20
(3)	利益相反の管理について	20
(4)	法令・倫理指針等の遵守について	20
(5)	補助金執行についての管理責任	22
(6)	体制整備等自己評価チェックリストの提出について	22
5.	本事業に参画する研究者の責務等について	24
(1)	補助対象経費の公正かつ適正な執行について	24
(2)	応募における手続等	24
(3)	研究倫理教育プログラムの履修・修了	24
6.	研究倫理プログラムの履修等について	24
(1)	履修プログラム・教材について	24
(2)	履修対象者について	24
(3)	履修時期について	24
(4)	実施機関等の役割について	25
(5)	履修状況の報告について	25
(6)	お問合せ先	25
7.	利益相反の管理について	25
(1)	対象事業・課題について	25
(2)	対象者について	25
(3)	利益相反審査の申出について	26
(4)	倫理審査及び利益相反管理の状況報告書の提出について	26
(5)	お問合せ先	26
8.	不正行為・不正使用・不正受給への対応について	26
(1)	本事業に係る不正行為・不正使用・不正受給の報告及び調査への協力等 ..	26
(2)	不正行為・不正使用・不正受給が認められた場合について	27
(3)	AMED RIO ネットワークへの加入	30
9.	採択後交付決定までの留意点	31
(1)	採択の取消し等について	31
(2)	調査対象者・不正行為認定を受けた研究者について	31
(3)	研究資金の不合理な重複及び過度の集中の排除について	32
VI.	採択課題の管理と評価	34
1.	課題管理	34
2.	評価	34
3.	成果報告会等での発表	34
VII.	補助事業成果の取扱い	35
1.	補助事業成果報告書の提出	35
2.	成果利用届の提出	35
3.	成果発表等における事業名の明示	35

4.	研究成果のオープンアクセスの確保.....	35
VIII.	取得物品の取扱い	36
1.	所有権	36
2.	放射性廃棄物等の処分	36
IX.	その他.....	37
1.	国民との双方向コミュニケーション活動について	37
2.	健康危険情報について	37
3.	政府研究開発データベース入力のための情報.....	37
4.	リサーチツール特許の使用の円滑化について.....	38
5.	知的財産推進計画に係る対応について	39
6.	AMED 知的財産コンサルタントによる知的財産戦略立案の支援等について	39
7.	創薬支援ネットワーク及び創薬支援戦略部による支援について.....	40
8.	AMED における課題評価の充実	40
9.	バイオサイエンスデータベースセンターへの協力	41
X.	照会先.....	42
XI.	公募課題	44
1.	対象となる公募プログラム.....	44
1-1.	中核的拠点整備整備プログラム	46
1-2.	情報センター整備プログラム	46
	参考資料1 中核的拠点整備プログラム課題一覧	48
	参考資料2 プログラムの実施体制イメージ図	50

I. はじめに

本公募要領に含まれる公募課題は、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下「AMED」という。）が実施するナショナルバイオリソースプロジェクト（以下「NBRP」という。）の公募課題*です。

※ 本公募課題は、平成 29 年度予算の国会での成立を前提としているため、平成 29 年 4 月 1 日までに政府予算が成立しない場合は契約内容について別途協議することになります。

1. 事業の概要

(1) 事業の目的とプログラム構成

NBRPは、ライフサイエンス研究基盤として、モデル生物等のバイオリソースの整備を行うとともにその利活用を推進するものです。ライフサイエンス研究の基礎・基盤となる重要な生物種等であって、我が国独自の優れたバイオリソースとなる可能性を有する生物種等について、中核的拠点に戦略的に収集・保存し、研究機関に提供します。更に、品質管理技術や保存技術等の開発、ゲノム等解析によるバイオリソースの付加価値向上により時代の要請に応えたバイオリソースの整備を行います。また、バイオリソースの所在情報等を提供する情報センター機能を強化します。

NBRPでは、上記の目的に適った収集・保存・提供や技術開発等を行うため、（1）中核的拠点整備プログラム、（2）ゲノム情報等整備プログラム、（3）基盤技術整備プログラム、（4）情報センター整備プログラムの4つのプログラムを設け、各プログラムが連携を図りつつ実施します。

(2) 事業の方向性

本公募により平成29年度から開始する第4期NBRPでは、科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会ライフサイエンス委員会基礎・横断研究戦略作業部会の報告書「今後のバイオリソース整備のあり方について（平成28年5月）^{*1}」及び参考資料としてNBRP推進委員会報告書「今後のバイオリソース整備のあり方について（平成28年3月）^{*2}」を踏まえて実施することとなります。これまでの収集に注力した整備体制から、利便性や有用性に優れたリソースの質の向上と利活用に重点を移しつつ、事業の継続性にも配慮していくため、バイオリソースは以下の2つの分類に集約し、方向性を明確化します。

<分類 1> 基幹的なバイオリソース

世界的規模で活用されるモデル生物等、バイオリソースとしての基幹的地位が確立しており、今後、ライフサイエンス研究動向を見据えたより戦略的な品揃えの整備、品質確保、マネジメントの高度化などが必要なバイオリソース

<分類 2> 維持の必要なバイオリソース

学問的な重要性や我が国の独自性を発揮した研究など他に代えがたい優位性を有し、ライフサイエンス研究の基盤として収集・保存・提供の継続が必要なバイオリソース

また、AMED として第 4 期 NBRP では、以下の項目を重点課題として運営する方針であり、公募においても評価項目として重視します。

- ・バイオリソースの戦略的整備
 - リソースを 2 つの分類に集約して評価基準を明確化
 - 品質検査の高度化などによるリソースの高品質化
- ・リソース運営の安定化
 - 機関関与の明確化と提供手数料の適正化
- ・リソース利活用の推進
 - リソース運営委員会の強化（ユーザーニーズの反映、
他のリソース分野の専門家など第 3 者の視点の導入）
 - アウトリーチなど一般も含めた広報活動の強化

なお、この募集は、本来、平成 29 年度予算が成立した後に行うべきものですが、できるだけ早く補助事業を開始するために、予算成立前に行うものです。したがって、今後の事情によって変更がありえることを御承知おき下さい。

※1 http://www.lifescience.mext.go.jp/files/pdf/n1700_02.pdf

※2 http://www.amed.go.jp/content/files/jp/program/0401043_report201603.pdf

2. 事業の構成

(1) 事業実施体制

医療分野研究開発推進計画に基づき、資金の効率的な活用を図り、優れた成果を生み出していくための円滑な実施を図るため、プログラムスーパーバイザー（以下「PS」という。）及びプログラムオフィサー（以下「PO」という。）等を事業内に配置します。

PS 及び PO 等は、本事業全体の進捗状況を把握し、事業の円滑な推進のため、必要な指導・助言等を行います。また、実施機関及び研究者は、PS 及び PO 等に協力する義務を負います。PS 及び PO 等による指導、助言等を踏まえ、事業課題に対し必要に応じて計画の見直し、変更、中止、実施体制の変更等を求めることがあります。PS、PO に専門家や有識者等を加えて構成する推進委員会は、事業全体の推進方針の策定、普及活動の企画立案等を行うもので、実施機関運営に関して指導・連絡を行うことがあります。

本事業の各課題については、課題評価委員会による中間評価が実施されます。中間評価の結果により、必要に応じ計画の見直し、変更、中止、各課題の実施体制の変更等を求めることがあります。さらに、事業最終年度に事後評価を行います。

(2) 代表機関と分担機関の役割

本事業において、代表機関及び必要に応じて分担機関が課題を実施します。

(a) 「代表機関」は、NBRPにおいて、課題の遂行（成果の取りまとめを含む。）に関して全ての責任を負う機関（1機関）を「代表機関」とします。

(b) プログラムの実施に当たって特別な理由がある場合は、代表機関以外にその補完的機能を分担する機関（以下「分担機関」という。）を設けることができます。

中核的拠点整備プログラムのバイオリソースのバックアップ*を実施する機関については、実施に当たり補助金の交付が伴う場合は「分担機関」、補助金の交付を伴わない場合は「バックアップ協力機関」とします。

ただし、プログラムの実施に当たっては、代表機関は分担機関及びバックアップ協力機関の事業に対しても責任を負います。

プログラムの実施体制については、参考資料2「プログラムの実施体制イメージ図」(p50)を参照してください。

※バックアップについては、45ページを参照してください。

II. 応募に関する諸条件等

1. 応募資格者

本事業の応募資格者は、以下（１）～（５）の要件を満たす国内の研究機関等に所属し、応募に係る課題について、実施計画の策定や成果の取りまとめなどの責任を担う能力を有する研究者（課題管理者）とします。

（１）以下の（a）から（g）までに掲げる国内の研究機関等

- （a）国の施設等機関^{※1}（課題管理者が教育職、研究職、医療職^{※2}、福祉職^{※2}、指定職^{※2}又は任期付研究員である場合に限る。）
- （b）地方公共団体の附属試験研究機関等
- （c）学校教育法に基づく大学及び同附属試験研究機関等（大学共同利用機関法人も含む）
- （d）民間企業の研究開発部門、研究所等
- （e）研究を主な事業目的としている特例民法法人並びに一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人（以下「特例民法法人等」という。）
- （f）研究を主な事業目的とする独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条に規定する地方独立行政法人
- （g）その他 AMED 理事長が適当と認めるもの

※1 内閣府及び国家行政組織法第 3 条第 2 項に規定される行政機関に置かれる試験研究機関、検査検定機関、文教研修施設、医療更生施設、矯正収容施設及び作業施設をいいます。

※2 病院又は研究を行う機関に所属する者に限ります。

- （２）課題が採択された場合に、課題の遂行に際し、機関の施設及び設備が使用できること。
- （３）課題が採択された場合に、契約手続き等の事務を行うことができること。
- （４）課題が採択された場合に、本事業実施により発生する知的財産権（特許、著作権等を含む。）に対して、責任ある対処を行うことができる機関であること。
- （５）本事業終了後も、引き続き研究を推進し、他の研究機関及び研究者の支援を行うことができる機関であること。

また、課題の履行能力を確認するため、審査時に、代表機関及び分担機関の営む主な事業内容、資産及び負債等財務に関する資料等の提出を求めることがあります。

2. 応募に当たっての留意事項

(1) 補助金交付について

採択された事業課題については、その実施に当たり、事業課題を実施する機関の長に対しAMED 理事長から補助金交付決定を行うことを原則*とします。

※ 詳細はV. 章を御参照ください。

(2) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

補助金は、競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセスをオンライン化した府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。）を用いて応募を受け付けます。応募に当たっては、事業や各公募課題の概要等の記載内容をよく確認した上で、提案する事業課題の実施によりどのような成果を示せるかを十分検討の上、提案書類に記載してください。詳細は、IV. 章を御参照ください。

III. 公募・選考の実施方法

1. 公募課題の概要

本公募要領に含まれる公募課題の概要は以下のとおりです。各公募課題の詳細はXI. 章を参照してください。

#	公募プログラム名	事業経費の規模	実施予定期間	採択課題 予定数
1	中核的拠点整備プログラム	1 課題当たり年間 5,000~50,000 千円程度 <u>(一般管理費を含む)</u>	最長 5 年 平成 29 年~33 年	20 課題程度
2	情報センター整備プログラム	1 課題当たり年間 200,000 千円程度 <u>(一般管理費を含む)</u>	最長 5 年 平成 29 年~33 年	1 課題程度

- 事業経費の規模はおおよその目安となります。ただし、中核的拠点整備プログラムにおいて、第3期 NBRP（平成 24~28 年度）で実施した生物種等を申請する場合は、整備された拠点を活用するため、平成 28 年度の交付金額を踏まえて事業経費の効率化を図り、申請することとします。なお、本公募の課題選定にあたっては、バイオリソースの 2 分類に応じた採用課題予定数や事業経費の規模等の設定はありません。また、情報センター整備プログラムにおいて、第3期 NBRP までに整備された拠点を活用する場合は、平成 28 年度の交付金額を踏まえて事業経費の効率化を図り、申請することとします。
- 事業経費の規模及び新規採択課題予定数等は、公募開始後の予算成立の状況等により変動することがあります。大きな変動があった場合には、全部又は一部の公募課題について提案書類の受付や課題の採択を取りやめる可能性があります。

2. 課題提案書等の作成及び提出

(1) 課題提案書類様式の入手方法

課題提案書類の様式等、応募に必要な資料は AMED ウェブサイトの公募情報からダウンロードしてください。

<http://www.amed.go.jp/koubo/>

(2) 課題提案書類受付期間

平成28年12月5日(月)～平成28年12月26日(月) 正午(厳守)

(注1) e-Rad への登録において行う作業については、e-Rad の利用可能時間帯のみですので御注意ください。

(注2) 全ての提案書等について、期限を過ぎた場合には一切受理できませんので御注意ください。

(3) 課題提案書類の提出

課題提案書類の提出は、受付期間内に e-Rad にてお願いいたします。提出期限内に提出が完了していない場合は応募を受理しません。課題提案書等の記載(入力)に際しては、本項目及び応募書類様式に示した記入要領に従って、必要な内容を誤りなく記載してください。応募書類様式の記載枠や記載欄は必要に応じて拡張してください。なお、受付期間終了後は提出いただいた提案書類の差し替え等には応じられません。

(a) システムの使用に当たっての留意事項

操作方法に関するマニュアルは、e-Rad ポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>) から参照又はダウンロードすることができます。システム利用規約に同意の上、応募してください。

1) システムの利用可能時間帯

サービス時間は平日、休日ともに 00:00～24:00

(注) 上記利用可能時間内であっても保守・点検を行う場合、e-Rad の運用を停止することがあります。e-Rad の運用を停止する場合は、e-Rad ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。

2) 実施機関の登録

研究者が実施機関を経由して応募する場合、「代表機関課題管理者」が所属する実施機関、「分担機関課題管理者」が所属する実施機関は、原則として応募時まで e-Rad に登録されていることが必要となります。

実施機関の登録方法については、e-Rad ポータルサイトを参照してください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。応募時点で、特定の実施機関に所属していない、又は日本国外の研究機関に所属している場合においては、別途、提出前に担当課までなるべくお早めにお問い合わせください。

3) 研究者情報の登録

事業課題に応募する「代表機関課題管理者」及び事業に参画する「分担機関課題管理者」は研究者情報を登録し、システムログインID、パスワードを取得することが必要となります。実施機関に所属している研究者の情報は実施機関が登録します。なお、過去に科学研究費補助金制度などで登録されていた研究者情報は、既にこのシステムに登録されています。研究者番号等を確認の上、所属情報の追加を行ってください。実施機関に所属していない研究者の情報は、府省共通研究開発管理システム運用担当で登録します。必要な手続きは e-Rad ポータルサイトを参照してください。

(b) システム上で提出するに当たっての注意

1) 提案書類様式のダウンロード

制度・事業内容を確認の上、所定の様式ファイルをダウンロードしてください。

2) ファイル種別

電子媒体の様式は、アップロードを行う前に PDF 変換を行う必要があります。PDF 変換はログイン後のメニューから行ってください。また、同じくメニューから変換ソフトをダウンロードし、パソコンへインストールしてお使いいただくこともできます。(システムへの負荷軽減と安定稼働の実現のため、旧システムでは可能だった Word 等の形式のままでの提出は行えなくなりました。) 外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換された PDF ファイルの内容をシステムで必ず確認してください。利用可能な文字に関しては、研究者向け操作マニュアルを参照してください。

3) 画像ファイル形式

提案書類に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」、「BMP」、「JPEG」、「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データ(例えば、CAD やスキャナ、PostScript や DTP ソフトなど別のアプリケーションで作成した画像等)を貼り付けた場合、正しく PDF 形式に変換されません。画像データの貼り付け方については、研究者向け操作マニュアルを参照してください。

4) ファイル容量

アップロードできるファイルの最大容量は 10 MB です。

5) 提案書類のアップロード

提案書類は、PDF に変換し 1 ファイルにまとめてアップロードしてください。

承諾書*につきましては、公印を押印したものを PDF 化して、提案書と 1 つの PDF ファイルにまとめてください。原本の提出は必要ありません。

※承諾書については、16 ページを参照してください。

6) 所属機関の承認

本公募は、応募単位が「実施機関単位」となっています。この場合、e-Rad の登録は、事務代表者が行う事になりますので、自動的に機関承認の有無は、「無」となる仕様になっています。このため、e-Rad 上では機関承認は「不要」です。

7) 受付状況の確認

受付期間終了時点で、システムの「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関処理中」となっていない提案書類は無効となります。受付期間終了時点までに「配分機関処理中」にならなかった場合は、所属機関まで至急連絡してください。提案書類の受理確認は、「受付状況一覧画面」から行うことができます。

8) 提出後の提案書類の修正

いったん提出した提案書類を修正するには、受付期間内に「引戻し」操作を行い、修正した後に再度提出する必要があります。具体的な操作については研究者向け操作マニュアルを参照してください。

9) その他

上記以外の注意事項や内容の詳細については、e-Rad ポータルサイト（研究者向けページ）に随時掲載しておりますので、御確認ください。

(c) システムの操作方法に関する問い合わせ先

システムの操作方法に関する問い合わせは、e-Rad ポータルサイトのヘルプデスクにて受け付けます（X 章を御参照ください）。ポータルサイトのほか、「よくある質問と答え（FAQ）ページ」もよく確認の上、問い合わせてください。なお、公募要領の内容、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

(4) スケジュール等

本事業における採択までのスケジュールは、公募開始時点で以下のとおり予定しています。審査の実施方法の詳細は III 章 3 節を御参照ください。

書面審査 平成 29 年 1 月上旬～平成 29 年 1 月中旬（予定）

面接（ヒアリング）※ 平成 29 年 2 月 6 日（月）（予定） ※必要に応じて実施

（注 1）ヒアリングを実施する場合は、対象課題の代表機関課題管理者に対して、原則としてヒアリングの 1 週間前までに電子メールにて御連絡します（ヒアリング対象外の場合や、ヒアリング自体が実施されない場合には、この御連絡はいたしませんので、採択可否の通知までお待ちください）。ヒアリングの実施や日程に関する情報更新がある場合は、III. 3.（1）項に記載の AMED ウェブサイトの公募情報に掲載しますので、併せて御参照ください。ヒアリングの対象か否かに関する個別回答はいたしかねます。

(注2) ヒアリング対象課題の課題管理者に対して、書面審査の過程で生じた照会事項を電子メールで送付する場合があります。当該照会事項に対する回答は、ヒアリングに先立ち、照会時に AMED が指定する期日までに事務局宛に電子メールで送付してください。

(注3) ヒアリングの対象者は原則として課題管理者等とします。ヒアリングの日程は変更できません。

(注4) ヒアリング終了後、必要に応じて、課題管理者に対して事務的な確認を行う場合があります。当該確認に対しては、AMED が指定する方法で速やかに回答してください。

採択可否の通知 平成29年2月下旬(予定)

(注) 採択課題候補となった課題の課題管理者に対しては、審査結果等を踏まえた目標や実施計画、実施体制等の修正を求めると、事業経費合計額の変更を伴う採択条件を付すことがあります。これらの場合においては、計画の妥当性について、再度検討を行う可能性があります。

事業開始予定日 平成29年4月1日(土)

(注) この「予定日」は、提案時に事業開始時期を見据えた最適な事業計画を立てていただくこと、また、採択決定後、補助金交付決定等までの間で、あらかじめ可能な準備を実施していただき、補助金交付決定後、速やかに事業を開始いただくこと、などを考慮して明示するものであり、**補助金交付等をお約束するものではありません。**この「予定日」に補助金交付を決定するためには、事業計画(事業経費や実施体制を含む。)の作成や調整について、実施機関等の皆様の御尽力をいただくことが必要となります。AMED においても、PS・PO との調整などを速やかに実施し、早期の補助金交付決定等に努めていきます。

3. 提案書類の審査の実施方法

(1) 審査方法

本事業における事業課題の採択に当たっては、実施の必要性、目標や計画の妥当性を把握し、予算等の資源配分の意思決定を行うため、外部の有識者等の中から AMED 理事長が指名する課題評価委員会委員を評価者とする課題事前評価(審査)を実施します。課題評価委員会は、定められた評価項目について評価を行い、AMED はこれをもとに採択課題を決定します。

(a) 審査は、AMED に設置した課題評価委員会において、非公開で行います。

(b) 課題評価委員会は、提出された提案書類の内容について書類選考(書面審査)及び必要に応じて面接(ヒアリング)を行い※、審議により評価を行います。**面接は必ずしも書面審査を通過した申請の全てについて行うものではありません。**

※ 審査の過程で課題管理者に資料等の追加提出を求める場合があります。

(c) 採択に当たっては、課題管理者に対して、審査結果等を踏まえた目標や実施計画、実施体制等の修正※を求めると、事業経費合計額の変更を伴う採択条件を付すことがあります。

ます。これらの場合においては、計画の妥当性について、再度検討を行う可能性があります。

※ 採択された場合、ここで修正された目標等がその後の中間評価や事後評価の際の評価指標の1つとなります。採択課題の管理と評価についてはVI. 章を御参照ください。

(d) 審査終了後、AMEDは課題管理者に対して、採択可否等について通知します。なお、選考の途中経過についての問い合わせには一切応じられません。

(e) 課題評価委員会委員には、その職務に関して知り得た秘密について、その職を退いた後も含め漏洩や盗用等を禁じることを趣旨とする秘密保持遵守義務が課せられます。また、評価に当たっては、公正で透明な評価を行う観点から、利害関係者が加わらないようにしています。

(f) 採択課題の課題名や課題管理者氏名等は、後日、AMEDウェブサイトへの掲載等により公開します。また、評価委員の氏名については、原則として、毎年度1回、AMED全体を一括して公表します。

(g) 公正で透明な評価を行う観点から、AMEDの規定に基づき、評価委員の利益相反マネジメントを行っています。評価委員が下記に該当する場合は、利益相反マネジメントの対象としてAMEDに対し申告を求め、原則として当該課題の評価に携わらないものとします。なお、評価の科学的妥当性を確保する上で特に必要があり、かつ、評価の公正かつ適正な判断が損なわれないと委員長が認めた場合には、課題の評価に参加することがあります。

- ① 被評価者が家族であるとき
- ② 被評価者が大学、国立研究開発法人、国立試験研究機関等の研究機関において同一の学科等又は同一の企業に所属している者であるとき
- ③ 被評価者が課題評価委員会の開催日の属する年度を含む過去3年度以内に緊密な共同研究を行った者であるとき
- ④ 被評価者が博士論文の指導を行い、又は受ける等緊密な師弟関係にある者であるとき
- ⑤ 被評価者から当該委員が、課題評価委員会の開催日の属する年度を含む過去3年度以内に、いずれかの年度において100万円を超える経済的利益を受けているとき
- ⑥ 被評価者と直接的な競合関係にあるとき
- ⑦ その他深刻な利益相反があると認められるとき

(h) 応募しようとする者、応募した者は、AMED役職員、PD、PS、PO、評価委員に対し、評価及び採択についての働きかけを行わないでください。

(2) 審査項目と観点

本事業における課題の採択に当たっては、提案書類に基づいて以下の観点に基づいて審査します。分担機関を設定した事業課題を提案する場合は、事業を遂行する上での分担機関の必要性と、分担機関における課題の遂行能力等も評価の対象となります。

なお、以下の各項目における括弧内には参考として具体的評価ポイントの例を示した。

【中核的拠点整備プログラム】

(a) 事業趣旨等との整合性

- ・事業趣旨、目標等に合致しているか
(実績や重要性は、NBRPのバイオリソースとしての要件を満たしているか？
リソースの分類は適切か？)

(b) 計画の妥当性

- ・全体計画の内容と目的は明確であるか
- ・年度ごとの計画は具体的なものでかつ、実現可能であるか
- ・生命倫理、安全対策に対する法令等を遵守した計画となっているか
(分類に応じた目標や計画になっているか？ リソース高品質化等の整備は戦略的であるか？ ゲノム編集技術などに対応したリソースの品質検査や管理体制が出来ているか？ 情報センターと連携したDB構築、研修・広報、ABS対応が計画されているか？)

(c) 科学的・技術的な意義及び優位性

- ・現在の整備レベル及びこれまでの実績は十分にあるか
- ・独自性、先導性を有しているか
- ・ライフサイエンスの進展に資するものであるか
- ・優れた研究成果の創出に資するものであるか
- ・社会的ニーズへ対応するものであるか
- ・ライフサイエンスの基盤整備に関する国の方針に合致するものであるか
(独自性のあるリソースが整備されているか？ ユーザーニーズに対応出来ているか？
リソースの提供数や成果論文は十分に出ているか？)

(d) 実施体制

- ・申請者を中心とした実施体制が適切に組織されているか
- ・十分な連携体制が構築されているか
- ・申請者等のエフォートは適切であるか
- ・不合理な重複／過度の集中は無い
(分担機関は適切か？ 母体機関の組織的支援があるか？
リソース運営委員会の構成は適切か？)

(e) 所要経費

- ・経費の内訳、支出計画等は妥当であるか
- ・利用料の設定方針は妥当であるか
- ・実施機関の組織的な支援があるか
- ・第3期から継続する場合は事業経費の効率化が図られているか
(提供手数料は適正か? 母体機関からの支援は十分か?)

【情報センター整備プログラム】

(a) 事業趣旨等との整合性

- ・事業趣旨、目標等に合致しているか
(NBRPのバイオリソースを利活用するための取り組みとなっているか?
課題遂行に必要とされる実績と能力を備えているか?)

(b) 計画の妥当性・全体計画の内容と目的は明確であるか

- ・年度ごとの計画は具体的なものでかつ、実現可能であるか
(バイオリソースDB構築、広報、ABS対応などの計画は明確で効果的であるか?
広報については一般も含めた広い範囲でのアウトリーチの活動があるか?)

(c) 科学的な意義

- ・現在の整備レベル及びこれまでの実績は十分にあるか
- ・ライフサイエンスの進展に資するものであるか
- ・優れた研究成果の創出に資するものであるか
- ・社会的ニーズへ対応するものであるか
- ・ライフサイエンスの基盤整備に関する国の方針に合致するものであるか
(構築するバイオリソースDBは中核的拠点が必要とする機能を備えているか?
バイオリソースに関連する情報提供はユーザーニーズを満たしているか?)

(d) 実施体制

- ・申請者を中心とした実施体制が適切に組織されているか
- ・十分な連携体制が構築されているか
- ・申請者等のエフォートは適切であるか
- ・不合理な重複/過度の集中は無いか
(バイオリソースDB構築や広報活動、ABS対応等で、中核的拠点と十分な連携ができていないか? 分担機関の設置は適切であるか?)

(e) 所要経費

- ・経費の内訳、支出計画等は妥当であるか
- ・実施機関の組織的な支援があるか。
- ・第3期から継続する場合は事業経費の効率化が図られているか

IV. 提案書類の作成と注意

1. 提案書類等に含まれる情報の取扱い

(1) 情報の利用目的

提案書類等に含まれる情報は、課題採択のための審査のほか、補助金の交付業務、IX章に記載されている研究支援のために利用されます。また、提案書要約の情報は、新規事業創出等のAMED事業運営に資する研究動向の分析にも利用します。

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律等を踏まえ、提案者の不必要な不利益が生じないように、提案書類等に含まれる情報に関する秘密は厳守します。詳しくは総務省のウェブサイト*を御参照ください。

※ 「行政機関・独立行政法人等における個人情報の保護 > 法制度の紹介」 (総務省)

http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/horei_kihon.html#7_2

(2) 必要な情報公開・情報提供等

(a) 採択された個々の課題に関する情報(事業名、課題名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間)は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」に該当し、情報開示することがあるほか、マクロ分析に必要な情報は「政府研究開発データベース」(IX章3節を御参照ください)への入力のためe-Radを通じて内閣府に提供され、分析結果が公表される場合があります。

(b) 不合理な重複・過度の集中を排除するために必要な範囲内で、提案書類等に含まれる一部の情報を、e-Radなどを通じて、他府省等を含む他の競争的資金等の担当部門に情報提供(データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む)する場合があります。また、他の競争的資金制度等におけるこれらの重複応募等の確認を求められた際にも、同様に情報提供を行う場合があります。

2. 提案書類の様式及び作成上の注意

(1) 提案書類の様式

提案書類の様式は、「課題提案書」とします。簡潔かつ明瞭に各項目を記載してください。提案書類受付期間および提出に関しては、III章を御参照ください。

(2) 課題提案書類の作成

応募は e-Rad にて行います。課題提案書類の作成に当たっては、(3) に示す注意事項も併せて御覧ください。提案書類に不備がある場合、受理できないことがあります。

様式への入力に際しては、以下の事項に注意してください。

- 1) 提案書は、原則として日本語で作成し、要約については、1 ページ目は日本語、2 ページ目は英語で作成してください。
- 2) 字数制限や枚数制限を定めている様式については、制限を守ってください。
- 3) 入力する文字のサイズは、原則として 10.5 ポイントを用いてください。
- 4) 数値は、原則として半角で入力してください。(例) 郵便番号、電話番号、金額、人数等)
- 5) 提案書類は、下中央に通しページ (1) を付与してください。
- 6) 提案書類の作成はカラーでも可としますが、白黒コピーをした場合でも内容が理解できるように作成してください。

(3) 提案書類作成上の注意

(a) 省令・倫理指針等の遵守

事業計画の策定に当たっては法律、各府省が定める省令・倫理指針等を遵守してください。詳細は V 章 4 節 (4) を御参照ください。

(b) 事業課題の提案に対する機関の承認

課題管理者が提案書類を提出するに当たっては、実施機関 (課題管理者が所属し、AMED が直接補助金を交付する機関) の長の了承を取ってください。また、複数の実施機関が共同で課題を実施する事業提案を提出する場合には、参加する全ての実施機関の長の了承を得てください。

(c) 課題提案内容の調整

事業課題の採択に当たっては、予算の制約等の理由から、提案された計画の修正を求められることがあります。また、今後、採択された事業課題の実施に当たって、割り当てられる経費・実施期間は、予算の制約等により変わる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

(d) 対象外となる提案について

以下に示す事業課題の提案は本事業の対象外となります。

- 1) 単に既製の設備備品の購入を目的とする提案
- 2) 他の経費で措置されるのがふさわしい設備備品等の調達に必要な経費を、本事業の経費により賄うことを想定している提案

(4) 提案書以外に必要な書類について

(a) 承諾書（分担機関）の写し（別紙1）※

※ 分担機関がある場合

(b) 承諾書（バックアップ協力機関）の写し（別紙2）※

※ バックアップ協力機関がある場合

(c) 動物実験に関する自己点検・評価結果

研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号）又は厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年6月1日付厚生労働省大臣官房厚生科学課長通知）に定められた動物種を用いて動物実験を実施する機関については、本基本指針に基づき、機関自らが実施した本基本指針への適合性に関する自己点検・評価結果のうち、直近で実施したものの写しの提出を求められています。

V. 補助金交付の決定等

1. 補助金交付の決定

(1) 補助金交付の条件等

採択された事業課題については、事業課題を実施する機関の長に対し AMED 理事長が、国の会計年度の原則に従い単年度の補助金の交付を決定することになります。詳細は採択後に AMED から御案内します。

補助金交付を決定するに当たっては、課題評価委員会、PS, PO 等の意見を踏まえ、採択時に付された条件が満たされていない場合、補助の内容（経費の積算を含む。）や方法が双方の合意に至らない場合等には、採択された事業課題であっても補助金を交付しないことがあります。

補助金交付決定後においても、予算の都合等により、やむを得ない事情が生じた場合には、事業計画の見直し又は中止を求めることがあります。

PS、PO 等が、事業進捗状況等を確認し、年度途中での事業計画の見直し等による変更や課題の中止を行うことがあります。

(2) 補助金交付の準備について

事業課題の採択後、速やかに補助金交付決定が進められるよう、申請者は、

(a) 事業計画書等の作成

(b) 事業計画に必要な経費の見積書の取得

を実施しておく必要があります。

計画書様式等は、採択後に別途御連絡いたします。

(3) 補助金に関する事務処理

AMED「補助事業事務処理説明書」※に基づき、必要となる事務処理を行ってください。

※ http://www.amed.go.jp/keiri/youshiki_hojo.html

(4) 補助対象経費の額の確定等について

AMED は実施機関より提出された書類（補助事業実績報告書、収支簿、証拠書類等）をもとに経費の執行に係る適正な履行を確認し、補助対象経費の額の確定を行い、「補助金確定通知書」により通知します。具体的には、合目的性（当該年度の「補助事業計画書」をもとに、補助対象経費が当該補助事業の目的・趣旨に適合するものに執行されていること）及び適正性（実施機関の経理規程に沿って、補助対象経費が適正に支出・管理されていること）を確認します。

この際、返金が必要と認められるものがある場合には、実施機関あてに「補助金確定通知書」を送付し、返金を求めます。

2. 補助金の範囲及び支払い等

(1) 補助金の範囲

本事業では以下のとおり費目構成を設定しています。詳細はAMED「補助事業事務処理説明書」※¹を御参照ください。

	大項目	定義
直接経費	物品費	当該補助事業用設備・備品・試作品、ソフトウェア（既製品）、書籍購入費、研究用試薬・材料・消耗品の購入費用
	旅費	「補助事業参加者リスト」【計画様式3】記載の補助事業参加者に係る旅費、外部専門家等の招聘対象者に係る旅費
	人件費・謝金	人件費：当該補助事業のために雇用する研究員等の人件費 謝金：講演依頼、指導・助言、被験者、通訳・翻訳者、単純労働等の謝金等の経費
	その他	上記のほか、当該補助事業を遂行するための経費 例) 補助事業成果発表費用（論文投稿料、論文別刷費用、HP作成費用等）、会議費、運搬費、機器リース費用、機器修理費用、印刷費、外注費、検査業務費
一般管理費	直接経費に対して一定比率（10%以内）で手当され、当該補助事業の実施に伴う実施機関の管理等に必要な経費としてAMEDが支払い、実施機関が使用する経費	

※¹ http://www.amed.go.jp/keiri/youshiki_hojo.html

(2) 補助対象経費の計上

補助事業に必要な経費を算出し、総額を計上してください。経費の計上及び精算は、原則としてAMED「補助事業事務処理説明書」※の定めによるものとします。

※ http://www.amed.go.jp/keiri/youshiki_hojo.html

(3) 補助対象経費の支払い

支払額は、四半期ごとに各期とも当該年度における直接経費及び一般管理費の合計額を均等4分割した額を原則とします。

3. 補助対象経費の繰越について

本事業では、補助対象経費の繰越は原則できません。補助対象経費の計画的かつ早期の執行に努めてください。ただし、補助事業の性質上その実施の相当の期間を要し、かつ、補助事業が本年度に終わらない場合にも引き続いて実施する必要がある場合で、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省が各々繰越しの事由としているものに、適合する場合は、繰越の対象となります。

詳細は、AMED「補助事業事務処理説明書」*で確認してください。

※http://www.amed.go.jp/keiri/youshiki_hojo.html

4. 本事業を実施する実施機関の責務等について

(1) 法令の遵守

補助事業の実施機関は、本事業の実施に当たり、その原資が公的資金であることを鑑み、関係する国の法令等を遵守し、事業を適正かつ効率的に実施するよう努めなければなりません。特に、不正行為*¹、不正使用*²又はまたは不正受給*³（以下、これら3つをあわせて「不正行為等」という。）を防止する措置を講じることが求められます。

*1 「不正行為」とは、研究者等により研究活動において行われた、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等（以下「論文等」という。）の捏造、改ざん及び盗用をいい、それぞれの用語の意義は、次に定めるところによります。

ア 捏造（ねつぞう）：存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

イ 改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

ウ 盗用：他の研究者等のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

*2 「不正使用」とは、研究者等による、故意又は重大な過失による、公的研究資金の他の用途への使用又は公的研究資金の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用（研究計画その他に記載した目的又は用途、法令・規則・通知・ガイドライン等に違反した研究資金の使用を含むがこれに限られない）をいいます。

*3 「不正受給」とは、研究者等が、偽りその他不正の手段により公的研究資金を受給することをいいます。

上記定義において、「研究者等」とは、公的研究資金による研究活動に従事する研究者、技術者、研究補助者その他研究活動又はそれに付随する事務に従事する者をいいます。

(2) 研究倫理教育プログラムの履修・修了

不正行為・不正使用・不正受給を未然に防止する取組みの一環として、AMED は、事業に参画する研究者に対して、研究倫理教育に関するプログラムの履修・修了を義務付けることとします。実施機関には、研究者に対する倫理教育を実施し、その履修状況を AMED に報告していただきます（詳細は V 章 6 節及び AMED のウェブサイト*を御覧ください）。

なお、AMED が督促したにもかかわらず当該研究者等が定める履修義務を果たさない場合は、補助金の全部または一部の執行停止等を実施機関に指示することがあります。実施機関は、指示に従って補助金の執行を停止し、指示があるまで、補助金の執行を再開しないでください。

※http://www.amed.go.jp/kenkyu_kousei/kyoiku_program.html

(3) 利益相反の管理について

研究の公正性、信頼性を確保するため、AMED の「研究活動における利益相反の管理に関する規則」（平成 28 年 3 月 17 日 平成 28 年規則第 35 号）に基づき、事業課題に関わる研究者の利益相反状態を適切に管理するとともに、その報告を行っていただきます。

実施機関等が AMED 事業における事業課題において、代表機関課題管理者及び分担機関課題管理者の利益相反を適切に管理していないと AMED が判断した場合、AMED は実施機関に対し、改善の指導又は補助金の提供の打ち切り並びに AMED から実施機関に対して既に交付した資金の一部又は全部の返還請求を行うことがあります。詳細は V 章 7 節及び AMED のウェブサイトを御覧ください。

(4) 法令・倫理指針等の遵守について

事業構想を実施するにあたって、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報への取扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究等、法令・倫理指針等に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合には、実施機関内外の倫理委員会の承認を得る等必要な手続きを行ってください。

遵守すべき関係法令・指針等に違反し、事業を実施した場合には、事業停止や契約解除、採択の取消し等を行う場合がございますので、留意してください。

また、事業計画に相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、適切な対応を行っていただきますようお願いいたします。

これらの関係法令・指針等に関する実施機関における倫理審査の状況については、事業年度の終了後一定期間内に、AMEDに対して利益相反管理の状況とともに報告を行っていただく予定です。

特にライフサイエンスに関する研究について、各府省が定める法令等の主なものは以下のとおりです。このほかにも研究内容によって法令等が定められている場合がありますので、最新の改正を御確認いただきますようお願いいたします。

- ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律（平成 12 年法律第 146 号）
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 18 年法律第 106 号）
- 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号）
- 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成 25 年法律第 85 号）
- 特定胚の取扱いに関する指針（平成 13 年文部科学省告示第 173 号）
- ヒト ES 細胞の樹立に関する指針（平成 26 年文部科学省・厚生労働省告示第 2 号）
- ヒト ES 細胞の分配及び使用に関する指針（平成 26 年文部科学省告示第 174 号）
- ヒト iPS 細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針（平成 22 年文部科学省告示 88 号）
- ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号）
- 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 9 年厚生省令第 28 号）
- 医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 17 年厚生労働省令第 36 号）
- 再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 26 年厚生労働省第 89 号）
- 医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 9 年厚生労働省令第 21 号）
- 医療機器の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 17 年厚生労働省令第 37 号）
- 再生医療等製品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 26 年厚生労働省令第 88 号）
- 手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究開発の在り方について（平成 10 年厚生科学審議会答申）
- 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成 26 年度文部科学省・厚生労働省告示第 3 号）
- 遺伝子治療臨床研究に関する指針（平成 16 年文部科学省・厚生労働省告示第 2 号）
- ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針（平成 22 年文部科学省・厚生労働省告示第 2 号）
- 研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年文部科学省告示第 71 号）、厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針

(平成 18 年 6 月 1 日付厚生労働省大臣官房厚生科学課長通知) 又は農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針 (平成 18 年 6 月 1 日付農林水産省農林水産技術会議事務局長通知)

生命倫理及び安全の確保について、詳しくは下記ウェブサイトを参照してください。

- ・ 文部科学省ライフサイエンスの広場「生命倫理・安全に対する取組」

<http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/index.html>

- ・ 厚生労働省「研究に関する指針について」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyou/i-kenkyu/index.html>

(5) 補助金執行についての管理責任

補助金は、その全額を実施機関に執行していただきます。そのため、実施機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)」※ (平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定) に示された「競争的資金等の管理は研究機関の責任において行うべき」との原則に従うとともに、このガイドラインに示された「機関に実施を要請する事項」等を踏まえ、実施機関の責任において研究費の管理を行っていただきます。

※http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu0/shiryo/attach/1334505.htm

(6) 体制整備等自己評価チェックリストの提出について

(a) 体制整備に関する対応義務

各実施機関は、「研究活動の不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定)、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 19 年 2 月 15 日 文部科学大臣決定、平成 26 年 2 月 18 日 改正)等に則り、研究機関に実施が要請されている事項につき (公的研究費の管理・監査に係る体制整備を含む) 遵守し、実施されていること等について、表明保証を行っていただきます。

(b) 体制整備等の確認について

本事業の実施にあたり、各実施機関は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況等を体制整備等自己評価チェックリスト (以下「チェックリスト」といいます。) により文部科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査への対応をお願いします。

そのため、下記ウェブサイトの様式に基づいて、公募要領等に記載の日時まで、各実施機関から文部科学省に、府省共通研究開発管理システム (e-Rad) を利用して、チェックリストが提出されていることが必要です。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

(c) チェックリストの提出の必要性

文部科学省系の他事業への応募等にあって本年度に入り既にチェックリストを一度提出している場合は、同年度における文部科学省系の別事業への応募又は委託研究開発契約締結に際して、新たに提出する必要はありません。

なお、チェックリストは公的研究費の管理・監査のガイドラインにおいて年1回程度の提出が求められておりますので、翌年度以降も継続して事業を実施する機関は、翌年度以降も、年1回改めて文部科学省へ提出をお願いします。

e-Rad への登録

チェックリストの提出にあたっては、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、e-Rad への実施機関の登録手続きを行っていない機関にあっては、早急に手続きをお願いします。登録には通常 2 週間程度を要しますので十分御注意ください。

手続きの詳細は、以下の e-Rad 所属研究機関向けページの「システム利用に当たっての事前準備」を御覧ください。

<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm

(d) 調査への協力

チェックリストの提出の後、必要に応じて、文部科学省による体制整備等の状況に関する調査に協力をいただくことがあります。

(e) 公的研究費の管理条件付与及び間接経費削減等の措置について

公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の報告・調査等において、その体制整備に不備があると判断された研究機関については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日 文部科学大臣決定、平成 26 年 2 月 18 日改正）に則り、文部科学省から改善事項及びその履行期限（1 年）を示した管理条件が付与されます。その上で管理条件の履行が認められない場合は、AMED から実施機関に対し、研究資金における間接経費の削減、競争的資金配分の停止などの措置が講じられることとなりますので御留意ください。

下記のウェブサイトをご参照ください。

文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」
（平成 19 年 2 月 15 日 文部科学大臣決定、平成 26 年 2 月 18 日改正）

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afieldfile/2014/03/18/1343906_02.pdf

5. 本事業に参画する研究者の責務等について

(1) 補助対象経費の公正かつ適正な執行について

本事業の研究活動に参画する研究者等は、AMEDの補助金が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、公正かつ適正な執行及び効率的な執行をする責務があります。

(2) 応募における手続等

課題管理者となる研究者等は、応募に際しては必要に応じて、自身が課題を実施する機関への事前説明や事前承諾を得る等の手配を適切に行ってください。

(3) 研究倫理教育プログラムの履修・修了

本事業に参画する研究者は、不正使用・不正受給・不正行為を未然に防止するために研究倫理教育に関するプログラムを修了する必要があります（詳細は V. 6. を御参照ください）。なお、研究倫理教育プログラムの修了がなされない場合には、修了が確認されるまでの期間、補助金の執行を停止等することがありますので、御留意ください。

6. 研究倫理プログラムの履修等について

(1) 履修プログラム・教材について

下記(2)の履修対象者は、以下のいずれかのプログラム・教材を履修してください。

- ・CITI Japan e-ラーニングプログラム
- ・「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－
(日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会)
- ・実施機関等が、上記と内容的に同等と判断したプログラム

(2) 履修対象者について

履修対象者は、実施機関等が、AMEDの所管する研究費により行われる研究活動に実質的に参画していると判断する研究者です。

(3) 履修時期について

履修対象者は、原則、本事業実施期間の初年度内に履修してください。その後も適切に履修してください（過去の履修が有効となる場合があります）。

(4) 実施機関等の役割について

実施機関等は、自己の機関（委託先を含む。）に属する上記（2）の履修対象者に、上記（1）のプログラム・教材による研究倫理教育を履修させ、履修状況を AMED へ報告してください。

(5) 履修状況の報告について

実施機関等が取りまとめの上、AMED が指定する様式の履修状況報告書を、AMED（研究公正・法務部）に電子ファイルで提出してください（押印は不要です。）。

報告対象者：平成 28 年度以降に開始された事業における履修対象者

提出期限：平成 29 年 5 月末日

提出書類：「研究倫理教育プログラム履修状況報告書」（AMED のウェブサイトより様式をダウンロードしてください。）

URL：http://www.amed.go.jp/kenkyu_kousei/

提出先・方法：kenkyuukousei “at” amed. go. jp へ電子メールで送信してください。“at”の部分を@に変えてください

件名【平成 29 年度履修状況報告書 ▲▲】として、▲▲には実施機関等の名称を記載してください。

(6) お問い合わせ先

研究倫理教育プログラムに関するお問い合わせは、kenkyuukousei “at” amed. go. jp へ電子メールで送信してください（“at”の部分を@に変えてください）。

7. 利益相反の管理について

(1) 対象事業・課題について

(a) 平成 28 年度以降に開始する全ての研究課題

平成 28 年 4 月 1 日時点において利益相反規定又は利益相反委員会の整備が未了の実施機関等については、平成 30 年 3 月 31 日まで機構の「研究活動における利益相反の管理に関する規則」の適用を除外するものとします。ただし、これらの実施機関等においても、機構の事業に参加する研究者の利益相反につき、適切な管理に努めてください。

(2) 対象者について

代表機関課題管理者及び分担機関課題管理者

(3) 利益相反審査の申出について

対象者は、事業課題についての各年度の補助金交付決定前までに、利益相反委員会等に対して経済的利益関係について報告した上で、事業課題における利益相反の審査について申し出てください。

(4) 倫理審査及び利益相反管理の状況報告書の提出について

各実施機関等は、実施機関等に所属する代表機関課題管理者及び分担機関課題管理者について、参加している課題ごとに、倫理審査及び利益相反管理の状況報告書を作成し、実施機関等の機関長の押印を行った上で、各課題を担当する事業課宛に郵送にて提出してください。提出期限は、各年度終了後又は補助事業等の終了後 61 日以内となります。

(5) お問い合わせ先

利益相反管理に関するお問合せは、kenkyukousei “at” amed. go. jp へ電子メールで送信してください (“at”の部分を変えてください)。

詳細については、次のウェブサイトを確認ください。

- ・ 研究活動における利益相反の管理に関する規則

http://www.amed.go.jp/content/files/jp/kenkyukousei/riekisohan_kisoku.pdf

- ・ 規則 Q&A

http://www.amed.go.jp/content/files/jp/kenkyukousei/riekisohan_kisoku-qa.pdf

- ・ 倫理審査状況及び利益相反管理状況報告書

http://www.amed.go.jp/content/files/jp/kenkyukousei/riekisohan_houkokuyoshiki.docx

8. 不正行為・不正使用・不正受給への対応について

(1) 本事業に係る不正行為・不正使用・不正受給の報告及び調査への協力等

本事業に関し、実施機関に対して不正行為・不正使用・不正受給（以下、これらをあわせて「不正行為等」という。）に係る告発等（報道や会計検査院等の外部機関からの指摘も含む）があった場合は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 26 年 3 月 31 日厚生労働省大臣 官房厚生科学課長決定）、「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 27 年 1 月 16 日科発 0116 第 1 号厚生科学課長決定）、AMED の「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」（平成 27 年 4 月 1 日制定、平成 28 年 2 月 19 日改正 平成 28 年規則第 34 号）に則り、速やかに当該予備調査が開始したことを AMED に報告してください。

実施機関において、本調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、調査方針、調査対象及び方法等について AMED と協議しなければなりません。

この場合、AMEDは、必要に応じて、本調査中の一時的措置として、被告発者等及び実施機関に対し、本事業の研究費の使用停止を命じることがありますので御留意ください。

また、実施機関は、AMEDの「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」（平成27年4月1日制定、平成28年2月19日改正 平成28年規則第34号）に定められた期限内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書をAMEDに提出してください。

なお、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、AMEDに報告する必要があるほか、AMEDの求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告をAMEDへ提出する必要があります。

実施機関は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、AMEDへの当該事案に係る資料の提出又はAMEDによる閲覧、現地調査に応じなければなりませんので留意してください。

実施機関が最終報告書の提出期限を遅延した場合は、AMEDは、実施機関に対し、間接経費の一定割合削減、補助金の執行停止等の措置を行う場合があります。その他、報告書に盛り込むべき事項等、詳しくは「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成26年3月31日厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定）、「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成27年1月16日科発0116第1号厚生科学課長決定）、AMEDの「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」（平成27年4月1日制定、平成28年2月19日改正 平成28年規則第34号）を参照してください。

（2）不正行為・不正使用・不正受給が認められた場合について

本事業において、不正行為等があった場合、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成26年3月31日厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定）、「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成27年1月16日科発0116第1号厚生科学課長決定）、AMEDの「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」（平成27年4月1日制定、平成28年2月19日改正 平成28年規則第34号）に基づき、実施機関及び研究者に対して、次のような措置を行います。

（a）交付決定の取消し等

AMEDは、本事業において不正行為等が認められた場合は、実施機関に対し、交付決定を解除し、補助金の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降補助金を交付しないことがあります。

（b）応募及び参加の制限

本事業において不正行為等を行った研究者及びそれに関与又は責任を負うと認定された研究者等に対し、不正の程度に応じて下記の表のとおり、AMEDの事業への応募及び参加の制限を行います。

【不正行為の場合】

認定された日以降で、その日の属する年度及び翌年度以降1年以上10年以内の間で不正行為への関与による区分を勘案して相当と認められる期間

不正行為への関与による区分		不正行為の程度	相当と認められる期間	
不正行為に関与した者	1 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2 不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのもと同等の責任を負うものと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3 1及び2を除く不正行為に関与した者		2～3年	
不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの方と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年	

【不正使用・不正受給の場合】

研究費等の執行停止などを行った日以降で、その日の属する年度及び翌年度以降1年以上10年以内の間で不正使用及び不正受給の内容を勘案して相当と認められる期間

研究費等の使用の内容等	相当と認められる期間
1 研究費等の不正使用の程度が、社会への影響が小さく、かつ行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
2 研究費等の不正使用の程度が、社会への影響が大きく、かつ行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
3 1及び2以外で、社会への影響及び行為の悪質性を勘案して判断されるもの	2～4年
4 1から3にかかわらず、個人の経済的利益を得るために使用した場合	10年
5 偽りその他不正の手段により研究活動の対象課題として採択される場合	5年
6 研究費等の不正使用に直接関与していないが、善管注意義務に違反して使用を行ったと判断される場合	1～2年

以下の場合、応募申請の制限を科さず、嚴重注意を通知する。

- ・1～4において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・6において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された研究者に対して、善管注意義務を怠った場合

また、本事業において、不正行為等が認定され、応募及び参加制限が講じられた場合、関係府省及び関係府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等の担当に情報提供することにより、関係府省の研究資金制度において、同様に、応募及び参加が制限される場合があります。

(c) 他の研究資金制度で応募及び参加の制限が行われた研究者に対する制限

本事業以外の国又は独立行政法人等が所掌する、原資の全部又は一部が国費である研究資金制度において、不正行為等が認められ応募及び参加の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への応募及び参加資格を制限します。事業採択後に、当該研究者の本事業への応募又は参加が明らかとなった場合は、当該事業の採択を取り消すこと等があります。また交付決定後に、当該研究者の事業への参加が明らかとなった場合は、当該交付決定を解除すること等があります。

(d) 他の研究資金制度で不正行為等を行った疑いがある場合について

本事業に参画している研究者が、他の研究資金制度で不正行為等を行った疑いがあるとして告発等があった場合、当該研究者の所属機関は、当該不正事案が本調査に入ったことを、AMED に報告する義務があります。

当該報告を受けて、AMED は、必要と認める場合には、補助金の使用の一時停止を指示することがありますので、留意してください。

また、当該研究者の所属機関が上記の報告する義務を怠った場合には、交付決定の取消し等を行う場合があります。

(e) 不正事案の公表

本事業において、上記1) 及び2) の措置・制限を実施するときは、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成26年3月31日厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定）、「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成27年1月16日科発0116第1号厚生科学課長決定）、AMED の「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」（平成28年2月19日改正 平成28年規則第34号）等に従い、当該措置の内容等を公表することがあります。

詳細については、次のウェブサイトを確認してください。

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成26年3月31日厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkyuu/jigyuu/hojokin-koubo-h27/dl/guideline.pdf>

「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成27年1月16日科発0116第1号厚生科学課長決定）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku-jouhou-10600000-Daijinkanboukouseikagakuka/husei2.pdf>

AMED 「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」（平成28年2月19日改正 平成28年規則第34号）

http://www.amed.go.jp/content/files/jp/kenkyukousei/amed_kenkyufuseikisoku.pdf

(3) AMED RIO ネットワークへの加入

AMED では、平成29年度にRIO ネットワーク^{*}を構築する予定です。補助金交付が決定した実施機関は、研究倫理教育責任者、コンプライアンス推進責任者、及び研究不正と研究費不正に関する実務担当者を登録していただき、RIO ネットワーク活動に参画していただきます。

※ AMED の資金で研究開発を行っている研究機関等の研究公正責任者（RIO：Research Integrity Officer、研究倫理教育責任者及びコンプライアンス推進責任者）とその実務担当者のネットワーク。

9. 採択後交付決定までの留意点

(1) 採択の取消し等について

本事業採択後において、以下の場合においては、採択の取消し等を行うことがあります。

- ・ AMED が指示する提出物の提出期限を守らない場合
- ・ 当該研究に参加する研究者につき一定期間応募・参加制限がされた場合
- ・ 不正行為等に関する本調査が開始された場合等

(2) 調査対象者・不正行為認定を受けた研究者について

AMED は、補助金の交付にあたって、実施機関に対し、次の（a）から（c）について表明保証していただきますので、御留意ください。

この項目における「国の不正行為等対応ガイドライン」とは次のガイドラインをいいます。

- (a) 実施機関において、本事業の課題の責任者として「代表機関課題管理者」又はこれに相当する肩書きを付与された者及び代表機関課題管理者と研究項目を分担する者として「分担機関課題管理者」又はこれに相当する肩書きを付与された者が、国の不正行為等対応ガイドラインに基づいて、不正行為等を行ったとして研究機関等による認定を受けた者（但し、研究機関等による認定に基づき、国又は独立行政法人等により、競争的資金等への申請・参加制限を課さないものとされた者及び国又は独立行政法人等により課された競争的資金等への申請・参加制限の期間が終了した者は除く。）ではないこと
- (b) 実施機関において、国の不正行為等対応ガイドラインに基づく本調査（以下「本調査」という。）の対象となっている者が補助事業計画書における代表機関課題管理者及び分担機関課題管理者に含まれている場合には、当該対象者について、交付申請前までに AMED に通知済みであること及び当該対象者の取扱いにつき AMED の了解を得ていること
- (c) 実施機関において、国の不正行為等対応ガイドラインに定められた実施機関の体制整備として実施機関に実施が要請されている各事項につき、遵守し実施していること

(3) 研究資金の不合理な重複及び過度の集中の排除について

(a) 不合理な重複に対する措置

研究者が、同一の研究者による同一の研究課題（研究資金等が配分される研究の名称及びその内容をいう。）に対して、国又は独立行政法人の複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は経費の削減（以下、「採択の決定の取消し等」という。）を行うことがあります。

- ・実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ）の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これに準ずる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的資金制度等への応募を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに AMED の本事業担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

(b) 過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ（以下、本項では、これらを「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該事業課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間[※]に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））に比べ過大な研究費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・その他これに準ずる場合

総合科学技術・イノベーション会議におけるエフォートの定義「研究者の年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率（％）」に基づきます。なお、研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育・医療活動中や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに AMED の本事業担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

(c) 不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募（又は採択課題・事業）内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）などを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

(d) 他府省を含む他の研究資金等の応募受入状況

課題提案書には、他府省を含む他の競争的資金等の受入状況（制度名、研究課題名、実施期間、予算額、エフォート等）を記載していただきます。記載内容について、事実と異なる記載をした場合は、事業課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

VI. 採択課題の管理と評価

1. 課題管理

全ての採択課題について、毎年度、補助事業成果報告書の提出を求めます。また、PS、PO等が進捗管理を綿密に行います。進捗管理に当たっては、報告会の開催や、調査票（事業の進捗状況を記入する書類）、ヒアリング（個別課題ごとの面談）、サイトビジット（実施場所における実際の事業状況の確認）等を行いますので御対応ください。なお、進捗状況に応じて、計画の見直しや課題の中止（早期終了）等を求めることがあります。

2. 評価

本事業では、採択課題のうち5年以上の事業期間を予定しているものについて、事業開始後3年程度を目安として「課題評価委員会」による中間評価を実施し、事業計画の達成度や成果等を厳格に評価します。5年未満の事業期間を予定しているものについては、原則実施しないものですが、事業等の推進にあたって中間評価が必要とされた場合には、「課題評価委員会」による中間評価が実施されます。

また本事業では、必要と認める課題については時期を問わず、中間評価を実施することがあります。評価結果によっては、PSの総合的な判断によりAMEDが課題の中止（早期終了）や延長等を決定することがあります。

また全ての採択課題について、課題終了前後の適切な時期に事後評価を実施します。更に、必要に応じて、課題終了後一定の時間を経過した後に追跡評価を実施することがあります。

3. 成果報告会等での発表

本事業の成果報告の一環として、採択課題の課題管理者等に対して、AMEDが主催する公開又は非公開の成果報告会等での発表を求めることがあります。また、追跡調査や成果展開調査の一環として、必要に応じて課題終了翌年度以降においても発表を依頼することがありますので、御協力をお願いします。

VII. 補助事業成果の取扱い

成果の取扱いについては、知的財産権や成果利用に関する事項を遵守することが義務付けられています。

1. 補助事業成果報告書の提出

AMED には、「補助事業成果報告書」の提出が求められます。補助事業実施期間の終了、補助事業の完了・中止・廃止のいずれか早い日から起算して翌々月末（61 日）以内に「補助事業成果報告書」及び「補助事業成果報告書別紙」を作成し、「特許一覧」を添えて AMED に提出してください。

2. 成果利用届の提出

補助事業の成果を公表するもので、学術的影響の大きい科学雑誌への投稿、報道機関への発表等社会的に大きな影響を与える成果を利用する場合は、事前に「成果利用届」を AMED に提出してください。

3. 成果発表等における事業名の明示

補助事業成果等について外部発表等を行う場合、本事業の成果によるものであることを謝辞等に明記してください。各事業の名称につきましては、下記 NBRP 担当にお問い合わせください。

AMED バイオバンク事業部 基盤研究課 NBRP 担当

E-mail: national-bioresource “at” amed.go.jp

(上記アドレス “at” の部分を@に変えてください)

4. 研究成果のオープンアクセスの確保

実施者は、必要な知的財産等の確保をした上で、可能な限り研究成果のオープンアクセスを確保するよう努めてください。

VIII. 取得物品の取扱い

1. 所有権

実施機関が直接経費により取得した物品等（以下「取得物品」という。）の所有権は、実施機関に帰属するものとします。取得物品には、事業費により調達された消耗品等を含む物品等が全て含まれます。実施機関は事業期間中、事業費で取得した物品を無償で使用することができます。実施機関及び課題管理者は、当該取得物品について善良なる管理者の注意をもって適正に管理してください。

2. 放射性廃棄物等の処分

汚染資産等及び補助事業の実施により発生した放射性廃棄物は、実施者の責任において処分してください。

IX. その他

1. 国民との双方向コミュニケーション活動について

総合科学技術会議（現：総合科学技術・イノベーション会議）では、『「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）※』（平成 22 年 6 月 19 日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定）により、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとの観点から、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する取組が求められています。研究成果に関しての市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信等の本活動について、積極的に取り組むようお願いいたします。

※ <http://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>

2. 健康危険情報について

AMED では、厚生労働省からの依頼に基づき、研究者が研究の過程で国民の生命、健康に重大な影響を及ぼす情報（以下「健康危険情報」という）を得た場合には、所定の様式※¹にて厚生労働省への通報をお願いしています。連絡先等詳細については、AMED「補助事業事務処理説明書」※²を参照してください。

なお、提供いただいた健康危険情報については、厚生労働省において他の情報も併せて評価した上で必要な対応を検討するものであり、情報提供に伴う責任が研究者に生じるものではありませんので、幅広く提供いただくようお願いいたします。

※1 <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Daijinkanboukouseikagakuka/kenkouken.doc>

※2 http://www.amed.go.jp/keiri/youshiki_hojo.html

3. 政府研究開発データベース入力のための情報

公的研究資金により行う研究については、府省横断的なデータベースである政府研究開発データベース（内閣府総合科学技術・イノベーション会議事務局）への入力対象となります。以下の情報については、e-Rad を通じて、政府研究開発データベースに提供されます。

（1）研究者番号（8桁）

e-Rad により研究者に一意に付与される研究者固有の番号（8桁）を「研究者番号※」と呼びます。本システムで、対象とする制度・事業について、研究課題名、研究者名、研究期間、配

分類等の基本情報を取り扱うに当たって、研究者に対して「研究番号」を発行し研究者の一意性を確保します。

※従来の「研究者 ID」とは異なりますので御留意ください。

(2) エフォート

「課題管理者」等は、研究者が当該研究の実施に必要とする時間が年間の全勤務時間（正規の勤務時間以外の勤務時間を含む。）に占める割合を百分率で表した数値（1 未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た数値）（いわゆるエフォート）を記入してください。また、このエフォートについては、各研究者が当該研究について何%ずつ分担するのかを問うものではありませんので、誤解のないようお願いします。

$$\text{研究者 A のエフォート率 (\%)} = \frac{\text{研究者 A が当該研究の実施に必要とする時間}}{\text{研究者 A の年間の全勤務時間}} \times 100$$

(3) 「研究分野 細目・キーワード一覧」による研究分野

主たる研究分野（研究分野（主））と関連する研究分野（研究分野（副））について、「研究分野 細目・キーワード一覧」より選択し、系、分野、分科、細目番号、細目名を記入するとともに、当該研究の内容に即したキーワードについて「研究分野 細目・キーワード一覧」より選び、キーワード番号、キーワードを記入願います。（最低 1 つ、最大 5 つ）

キーワードの記入に際して、「研究分野 細目・キーワード一覧」より最低 1 つ選択する必要がありますが、「研究分野 細目・キーワード一覧」にないキーワードを記載する際は、「その他キーワード」欄に 50 文字以内で 2 つまで記入することができます。そのため、最大で合計 7 つのキーワードまで記入することが可能です

(4) 研究の性格

当該研究については、基礎研究、応用研究、開発研究のいずれに当たるかを記入願います。

4. リサーチツール特許の使用の円滑化について

リサーチツール特許については、「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針※」（平成 19 年 3 月 1 日総合科学技術会議（現：総合科学技術・イノベーション会議））に基づき、適切に取り扱うよう努めてください。

※ <http://www8.cao.go.jp/cstp/output/iken070301.pdf>

5. 知的財産推進計画に係る対応について

「知的財産推進計画」は、知的財産基本法（平成 14 年法律第 122 号）に基づき、知的財産戦略を強力に推進するために、知的財産戦略本部により毎年策定されている計画です。知的財産推進計画 2014（平成 26 年 7 月 4 日知的財産戦略本部）^{※1}においては、国際標準化活動を更に活性化するために、認証の戦略的活用を促進することとされており、AMED においても、国際標準化・認証を視野に入れた研究開発の促進に取り組むこととされています。

このため、補助金において、国際標準化・認証に結びつく可能性のある研究を実施する場合には、個別の事業計画において、認証に向けた基準策定を盛り込む、事業活動に認証機関を参画させる、公的研究機関においては、認証業務の立ち上げの際はその支援を検討するなど、国際標準化を視野に入れた事業に取り組むよう、よろしくお願いします。

※1 知的財産推進計画 2014（抜粋）

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku20140704.pdf>

第 1. 産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築

4. 国際標準化・認証への取組

(2) 今後取り組むべき施策

(特定戦略分野^{※2}における国際標準化戦略の推進)

・特定戦略分野（市場の規模・成長性、分野の広がり、我が国の優位性、国際標準化の意義といった事項を踏まえて選定）における国際標準化戦略について、国際的な議論を主導するとともに、関係者による自律的な取組を推進する。（短期・中期）（内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）

※2 特定戦略分野・・・先端医療、水、次世代自動車、鉄道、エネルギーマネジメント、コンテンツメディア及びロボット

6. AMED 知的財産コンサルタントによる知的財産戦略立案の支援等について

AMED が実施する事業で得られた研究成果の実用化を促進するために、一貫した支援を行っていきます。具体的には、①明細書充実のための相談、データ追加のための助言等の成果の知財化における強化支援、②開発ステージ移行のための知財と連携した企業連携戦略等の助言、③企業への導出・ライセンス化活動の支援等を始め、AMED 知的財産コンサルタント及び AMED 担当課室等の連携を通じた研究開発計画における知的財産戦略・出口戦略の精査や立案支援等を行っていきます。このために必要な情報（研究開発計画や知的財産情報等）を提供します（IV 章 1 節を御参照ください）。また、必要に応じてヒアリング等を実施する予定です。

知的財産戦略・出口戦略の立案支援等を希望される方は、Medical IP Desk（医療分野の知的財産相談窓口）にお問い合わせください。Medical IP Desk については下記ウェブサイトをご参照ください。

http://www.amed.go.jp/chitekizaisan/medical_ip_desk.html

7. 創薬支援ネットワーク及び創薬支援戦略部による支援について

大学等の優れた基礎研究の成果を医薬品として実用化につなげるため、AMED 創薬支援戦略部（以下「創薬支援戦略部」という。）が本部機能を担い、特定国立研究開発法人理化学研究所、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、特定国立研究開発法人産業技術総合研究所等で構成するオールジャパンでの創薬支援連携体制「創薬支援ネットワーク」を構築し、主に応用研究から前臨床開発段階までの創薬研究に対して切れ目のない実用化支援を行い、企業導出等に取り組んでいます。

具体的には、創薬支援戦略部が実施する事業の一環として創薬研究に取り組む研究者からの相談を幅広く受け付けるとともに、有望シーズの情報収集・調査及び評価、個別シーズの知財戦略及び製薬企業への導出に向けた出口戦略を含む研究開発計画の策定や、応用研究（探索研究、最適化研究等）、非臨床試験（GLP 準拠）等における技術的支援、CRO（医薬品開発業務受託機関）や CMO（医薬品製造業務受託機関）等の紹介・委託支援、製薬企業への導出等の業務を行っています。

このように、創薬支援戦略部は、創薬研究を行う大学等の研究者に対して、実用化に関する技術的課題の助言や、製薬企業への導出に向けた研究開発戦略の策定支援等を専門に行う部門です。このため、AMED が委託する研究開発のうち医薬品開発に係る研究開発課題については、事業担当課室と調整の上、創薬支援戦略部による支援を積極的に行うことがあります。

つきましては、医薬品開発に係る応募研究開発課題については、その採否に関わらず、創薬支援戦略部に情報提供を行います（IV 章 1 節を御参照ください）。なお、創薬支援戦略部は研究者に帰属する知的財産等の保全及び守秘を前提として、研究者の要請に基づいて上記の支援を行います。

創薬支援ネットワーク及び創薬支援戦略部による支援に関する照会先は、X. 章を御参照ください。

8. AMED における課題評価の充実

AMED においては、課題評価委員会を充実し、より適切な課題評価の実施することを目指し、専門領域について高度な知見を有する委員の確保、年齢・性別・所属機関等の観点からの委員の多様性への配慮に取り組んでいます。

このため、課題が採択された場合等には、AMED 事業の課題評価委員等としてのご協力をお願いすることがあります。

9. バイオサイエンスデータベースセンターへの協力

- 国立研究開発法人科学技術振興機構バイオサイエンスデータベースセンター※（以下「NBDC」という）では、国内の生命科学分野の研究者が生み出したデータセットを丸ごとダウンロードできる「生命科学系データベースアーカイブ」(<http://dbarchive.biosciencedbc.jp/>)を提供しています。また、ヒトゲノム等のヒト由来試料から産生された様々なデータを共有するためのプラットフォーム「NBDC ヒトデータベース」(<http://humandbs.biosciencedbc.jp/>)では、ヒトに関するデータを提供しています。
- 生命科学分野の皆様の研究成果データが広く長く活用されるために、NBDC の「生命科学系データベースアーカイブ」や「NBDC ヒトデータベース」へデータを提供くださるよう御協力をお願いします。
- 問合せ先：科学技術振興機構 バイオサイエンスデータベースセンター（NBDC）
アーカイブについては... dbarchive “at” biosciencedbc.jp
ヒトデータベースについては... humandbs “at” biosciencedbc.jp
(上記アドレス “at” の部分を@に変えてください)

※NBDC (<http://biosciencedbc.jp/>) では、我が国の生命科学系データベースを統合して使いやすくするための研究開発やサービス提供を行っています。研究データが広く共有・活用されることによって、研究や開発が活性化されることを目指しています。

X. 照会先

本公募要領の記載内容について疑問点等が生じた場合には、次表に示す連絡先に照会してください※^{1, 2}。また、情報の更新がある場合はAMED ウェブサイトの公募情報※³に掲載しますので、併せて御参照ください。

※1 お問い合わせはなるべく電子メールでお願いいたします（下記アドレス“at”の部分を変えてください）。

※2 電話番号のお掛け間違いに御注意ください。電話受付時間は、特記なき場合、平日 10:00～12:00 及び 13:00～17:00 です。

※3 <http://www.amed.go.jp/koubo/>

照会内容	連絡先
公募課題、評価、提案書類の記載方法等	AMED バイオバンク 事業部 基盤研究課 Tel: 03-6870-2228 E-mail: national-bioresource “at” amed. go. jp
不正行為・不正使用・不正受給に関して	AMED 研究公正・法務部 E-mail: kouseisoudan “at” amed. go. jp
利益相反管理・研究倫理教育プログラムに関して	AMED 研究公正・法務部 E-mail: kenkyuukousei “at” amed. go. jp
創薬支援ネットワーク及び創薬支援戦略部による支援	AMED 創薬支援戦略部 西日本統括部 〒530-0011 大阪府大阪市北区大深町三丁目1番 グランフロント大阪 タワーB Tel: 06-6372-1771 (内線 120) E-mail: id3navi “at” amed. go. jp
e-Rad システムの操作方法	e-Rad ポータルサイトヘルプデスク お電話の前に、よくある質問と答え (FAQ) ページを御確認ください： https://www.e-rad.go.jp/contact/ からリンク そのうえで、e-Rad にログインし、操作マニュアルを確認できる状態で： Tel: 0570-066-877 (ナビダイヤル)、利用できない場合は 03-5625-3961 (直通)

	<p>受付時間 9:00～18:00 (平日)</p> <p>土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始 (12月29日～1月3日) を除く</p>
<p>バイオサイエンスデータベース 生命科学系データベースアーカイブ</p>	<p>国立研究開発法人科学技術振興機構 (JST) バイオサイエンスデータベースセンター E-mail: dbarchive “at” biosciencedbc.jp http://dbarchive.biosciencedbc.jp/</p>
<p>バイオサイエンスデータベース NBDC ヒトデータベース</p>	<p>国立研究開発法人科学技術振興機構 (JST) バイオサイエンスデータベースセンター E-mail: humandbs “at” biosciencedbc.jp http://humandbs.biosciencedbc.jp/</p>
<p>AMED の知的財産ポリシー及び補助事業における知的財産の取扱い</p>	<p>AMED 知的財産部 Tel: 03-6870-2237 Email: medicalip “at” amed.go.jp</p>

XI. 公募課題

公募課題は以下のとおりです。本事業全体の概要等については I 章を、公募・選考の実施方法については III 章を、それぞれ参照してください。

1. 対象となる公募プログラム

本公募では、平成 29 年度から開始する第 4 期 NBRP のうち、中核的拠点整備プログラム、及び情報センター整備プログラムについての公募を実施する。なお、ゲノム情報等整備プログラム、及び基盤技術整備プログラムについては、本公募により採択する中核的拠点との連携が必要なため、4 月以降の公募開始を予定している。

1-1. 中核的拠点整備プログラム

公募プログラムの趣旨

中核的拠点整備プログラムは、ライフサイエンス研究の基礎・基盤となる重要な生物種等であって、我が国独自の優れたバイオリソースとなる可能性を有する生物種等について収集・保存・提供を行う中核的拠点を整備するものです。なお、遺伝子改変生物の作製等のリソース開発は事業の対象としません。

求められる整備等

原則として 1 つの生物種等に対して代表機関は 1 機関とし、代表機関は、生物種等の収集・保存・提供を実施するとともに、次の事項について行うことが求められます。

- (ア) 研究者等へ提供したバイオリソースによって得られた研究成果のフィードバック等を受けて、当該バイオリソースの充実を図ること。
- (イ) 当該バイオリソースの標準化、品質の確保、高度化（ゲノム関連情報の取得等も含む）を実施すること。（全ゲノム配列の解析等については、ゲノム情報等整備プログラムとして別途公募を行います。）
- (ウ) 当該バイオリソースにおける収集・保存・提供にユーザーや有識者の意見を反映させるため、中核的拠点の実施者を事務局として、ユーザーコミュニティ、有識者*等 で構成される運営委員会を設置すること。運営委員会は定期的に開催して、運営の改善やバイオリソースの利活用を推進すること。
※サービスの改善や質の向上のため、第三者の視点も取り入れるよう、当該リソースとは異なる分野の専門家など、ユーザー以外の外部の有識者も委員に含めることとする。
- (エ) バイオリソースの所在情報や特性情報、及び利用成果としての論文情報等のデータベースの構築は、情報センターと連携して整備すること。
- (オ) バイオリソースの収集・保存・提供を実施することにより、他者の知的財産権、商業権等を侵害しないこと。
- (カ) バイオリソースの収集・提供の実施に当たっては、生物遺伝資源移転同意書（MTA）等を用い、バイオリソースに係る知的財産権、利用権等を明確にすること。

(キ) 情報センターと連携して当該バイオリソースに関する広報、国際連携、ABS 対応等の活動を行うこと。

【要件】

事業対象となる生物種等については、以下の要件を満たしていることが必要です。

- a) ライフサイエンス研究の発展に不可欠であり、安定的な組織としての保存、供給体制が適切に整備されたバイオリソース
- b) 利用する研究者のクリティカルマスが存在するバイオリソース
- c) 標準的な系統*が存在するバイオリソース
(*性質が十分解析されており、再現性が保証されているもの)
- d) 我が国の独自性を発揮した研究、あるいは既に高いポテンシャルを有する研究を進めていくうえで重要なバイオリソース

【分類】

事業対象となる生物種等については、以下の分類のどちらかの選択が必要です。

<分類 1> 基幹的なバイオリソース

世界的規模で活用されるモデル生物等、バイオリソースとしての基幹的地位が確立しており、今後、ライフサイエンス研究動向を見据えたより戦略的な品揃えの整備、品質確保、マネジメントの高度化などが必要なバイオリソース

<分類 2> 維持の必要なバイオリソース

学問的な重要性や我が国の独自性を発揮した研究など他に代えがたい優位性を有し、ライフサイエンス研究の基盤として収集・保存・提供の継続が必要なバイオリソース

選択された分類に応じて、当該生物種における実績、目標、計画が適切であるかについて審査されます。その結果、分類あるいは目標が適切でない判断された場合等、必要に応じて分類、目標や実施計画の修正を求めることがあります。

また、設定した達成目標に基づいて、中間評価や最終年度の事後評価において達成度の評価を行います。

なお、本公募の課題選定にあたっては、上記の 2 分類に応じた採用課題予定数や事業経費の規模等の設定はありません。

【留意点】

- ・継続的、安定的な基盤の構築のためには、貴重なバイオリソースを絶やさないためのバックアップ体制を構築する必要があります。体制整備には、災害等の影響からバイオリソースを守るために、地理的に離れた機関を利用することも重要です。なお、バックアップするリソースについては、我が国の研究基盤として必要不可欠なものなのか、一旦失われると復元が困難なものかなどの視点から、優先順位を決定しバックアップ体制に組み入れることが適切です。
- ・尚、第3期NBRP（平成24年度～28年度）で中核的拠点の整備を実施した生物種等*について、第4期においても本事業を実施する場合には、新たに拠点を整備するのではなく、第3期NBRPの終了までに整備した拠点を活用して効率的な体制整

備を行います。従って、現在本プロジェクトに参加していない機関が新たに参加する場合には、これまでに整備された拠点と連携して事業を行うことが必要となります。

※ 参考資料1「中核的拠点整備プログラム課題一覧」(p48)を参照してください。

注：マウス、シロイヌナズナ、一般微生物、遺伝子材料、ヒト・動物細胞については、理化学研究所筑波研究所バイオリソースセンターにて理化学研究所の運営費交付金で行いますので、公募の対象外とします。

課題の規模等

1 課題あたり 5,000～50,000 万円程度／年 一般管理費（10%以内）を含む

採択課題予定数 20 課題程度

課題実施予定期間 5年度（平成29年度から平成33年度）

ただし第3期NBRPで実施した生物種等が申請する場合は整備された拠点を活用するため、平成28年度の交付金額を踏まえて事業経費の効率化を図り、申請することとする。

課題の規模等はおおよその目安となります。課題の規模及び新規採択課題予定数等は、公募開始後の予算成立の状況等により変動することがあります。大きな変動があった場合には、全部又は一部の公募研究開発課題について提案書類の受付や課題の採択を取りやめる可能性があります。

1-2. 情報センター整備プログラム

公募プログラムの趣旨

情報センター整備プログラムは、中核的拠点等において整備されるバイオリソースの所在情報や遺伝情報等のデータベースの構築、バイオリソースに関連する倫理・法令・指針遵守のための環境整備、及びNBRPの利活用推進のための広報活動等を行うものです。

求められる整備等

今回公募する本プログラムでは、次の事項を行うことが求められます。

- (ア) 第3期NBRPの終了までに情報センター整備プログラムで構築されたデータベース等が円滑に移行されること。
- (イ) バイオリソースの利用者に対して情報の提供を円滑に行える体制が整備されていること。
- (ウ) リソース代表機関等のバイオリソースの整備を実施する機関と緊密な連携体制を取り、所在情報や遺伝情報等を迅速かつ網羅的に収集できること。

- (オ) NBRP 事業におけるリソース利活用の推進と利用者の拡大を目的とした広報活動として、NBRP 実施者と連携し、各種学会や国際学会等での展示会出展、学会でのシンポジウムやワークショップの開催及び公開成果報告会を開催すること。また、一般も含めた広い範囲でのアウトリーチの活動を行うこと。
- (カ) 生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会およびその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分（ABS）については、大学等における ABS への対応を支援するため、情報の収集・発信や啓発活動を行うとともに、大学等で ABS に対応する人材を育成するための研修、マニュアル等の作成、海外からの遺伝資源取得の手続きに関する相談・支援等を行うこと。

本プログラムでは、この他、平成 28 年度の公募による「動物実験施設における外部検証促進のための人材育成事業」を実施しています。

課題の規模等

1 課題あたり 200,000 千円程度／年 一般管理費（10%以内）を含む

採択課題予定数 1 課題程度

課題実施予定期間 5 年度（平成 29 年度から平成 33 年度）

ただし第 3 期 NBRP で実施した情報センターが申請する場合は整備された拠点を活用することから、平成 28 年度の交付金額を踏まえて事業経費の効率化を図り、申請することとする。

課題の規模等はおおよその目安となります。課題の規模及び新規採択課題予定数等は、公募開始後の予算成立の状況等により変動することがあります。大きな変動があった場合には、全部又は一部の公募研究開発課題について提案書類の受付や課題の採択を取りやめる可能性があります。

参考資料1 中核的拠点整備プログラム課題一覧

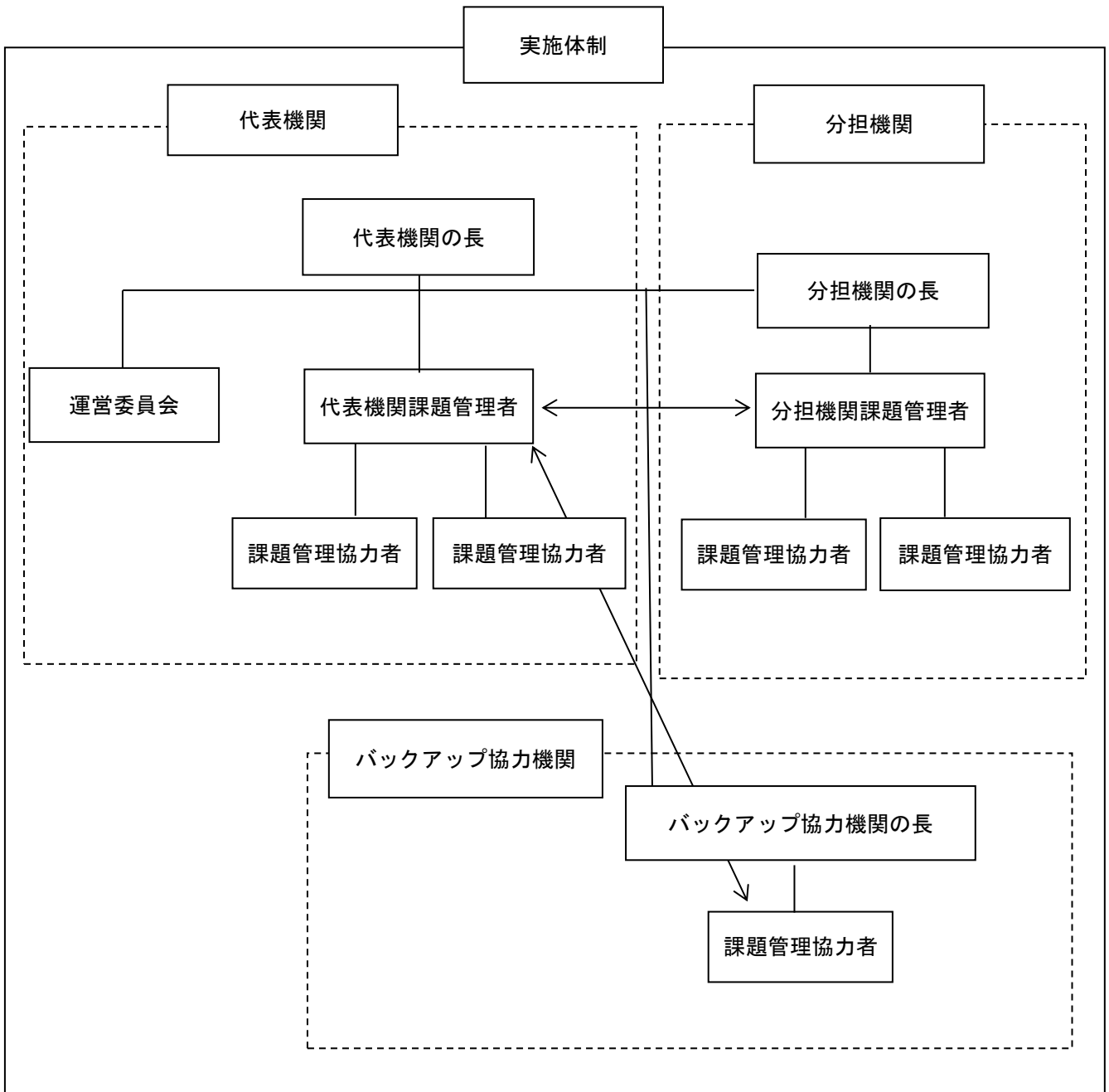
(第1期NBRP：平成14年度～/第2期：平成19年度～/第3期：平成24年度～平成28年度)

領域	NBRP 参画期	生物種等名	課題名	代表機関
動物	1/2/3	実験動物マウス	実験動物マウスの収集・保存・提供事業	*理化学研究所
	1/2/3	ラット	ラットリソースの収集・保存・提供	京都大学
	1/2/3	ショウジョウバエ	ショウジョウバエ遺伝資源の総合的維持管理および提供	情報・システム研究機構
	1/2/3	線虫	線虫欠失変異体の収集・保存・提供	東京女子医科大学
	1/2/3	カイコ	カイコバイオリソースの収集・高品質化と効率的保存・供給体制の整備	九州大学
	1/2/3	メダカ	メダカ先導的バイオリソース拠点形成	自然科学研究機構
	1/2/3	ゼブラフィッシュ	ゼブラフィッシュの収集・保存および提供	理化学研究所
	1/2/3	ニホンザル	ライフサイエンス研究用ニホンザルの飼育・繁殖・供給	自然科学研究機構
	3	ニワトリ・ウズラ	ニワトリ・ウズラリソースの収集・保存・提供	名古屋大学
	2/3	カタユウレイボヤ	カタユウレイボヤリソースの拡充整備	筑波大学
	3	ゾウリムシ	ゾウリムシリソースの収集・保存・提供	山口大学
	1/2/3	ネッタイツメガエル	ネッタイツメガエルの近交化・標準系統の樹立・提供	広島大学
植物	1/2/3	シロイヌナズナ	シロイヌナズナ/植物培養細胞・遺伝子	*理化学研究所
	1/2/3	イネ	イネ属の多様性を生かすリソース基盤の構築	情報・システム研究機構

	1/2/3	コムギ	高度の情報と信頼性を具備したコムギ遺伝資源の整備	京都大学
	1/2/3	オオムギ	オオムギリソースの収集・保存・提供	岡山大学
植物	1/2/3	藻類	藻類リソースの収集・保存・提供	国立環境研究所
	1/2/3	広義キク属	広義キク属リソースの収集・保存・提供	広島大学
	1/2/3	アサガオ	アサガオ遺伝子資源の収集・保存・提供および付加情報の高度化	九州大学
	1/2/3	ミヤコグサ・ダイズ	ミヤコグサ・ダイズリソースの国際的拠点整備 -収集・保存・提供-	宮崎大学
	2/3	トマト	トマトバイオリソース中核拠点整備	筑波大学
微生物	2/3	細胞性粘菌	細胞性粘菌リソースの安定提供と発展	筑波大学
	1/2/3	病原微生物	病原微生物の収集・保存・提供体制の整備	千葉大学
	2/3	一般微生物	環境と健康の研究に資する一般微生物のバイオリソース整備事業	* 理化学研究所
	1/2/3	原核生物 (大腸菌・枯草菌)	モデル原核生物 (大腸菌・枯草菌) 遺伝資源の整備と活用	情報・システム研究機構
	1/2/3	酵母	酵母遺伝資源の戦略的収集、保存および提供	大阪市立大学
細胞等	1/2/3	遺伝子材料	遺伝子材料の収集・保存・整備・提供	* 理化学研究所
	1/2/3	ヒト・動物細胞	ヒト及び動物細胞のリソース事業	* 理化学研究所
	3	研究用ヒトさい帯血幹細胞	研究用ヒト臍帯血幹細胞の収集・保存・提供	東京大学

* 理化学研究所 BRC 運営費交付金による

参考資料2 プログラムの実施体制イメージ図





国立研究開発法人 日本医療研究開発機構

バイオバンク事業部 基盤研究課

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-7-1 読売新聞ビル 21F

Tel 03-6870-2228 Fax 03-6870-2246

H28.12